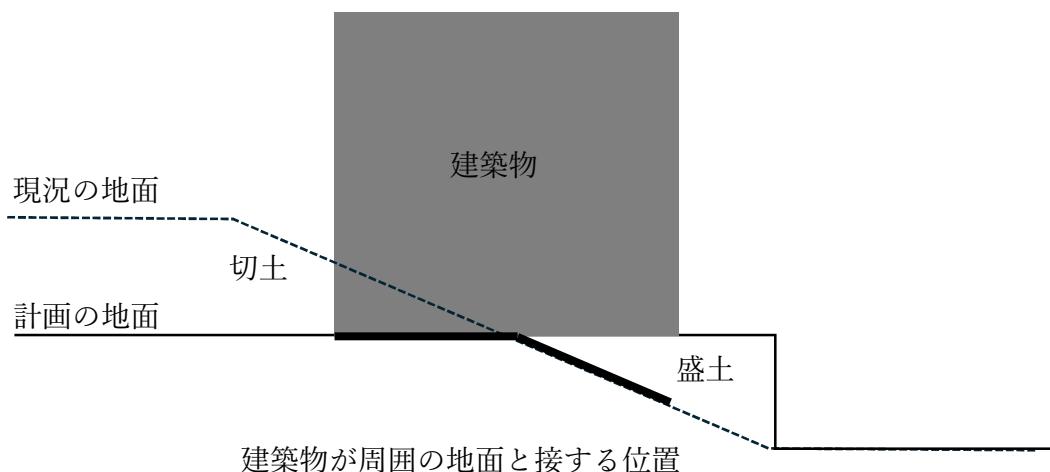


地盤面の算定

1. 原則の取扱い

盛土を行う部分は盛土前の地面の位置を、切土を行う部分は切土後の地面の位置を「建築物が周囲の地面と接する位置」として扱う。ただし、敷地の衛生上又は安全上必要な措置として行う整地など必要最低限の盛土で、盛土前後の地面の位置が大きく異なる場合は、盛土後の地面の位置を「建築物が周囲の地面と接する位置」として扱う。



2. からぼり（ドライエリア）の取扱い

次の条件を全て満たす場合は、からぼりの外側の位置（地面A）で地盤面を算定する。

- ・からぼりと建築物が構造上一体であること。
- ・からぼりの幅Wが有効2m程度であること。
- ・からぼりの外側から敷地境界線までの距離dが、原則として有効50cm以上であること。

なお、本取扱いにおける「からぼり」は通風・採光のためのみに設けられたものをいう。このため、通常、人や車の通行があるものや、避難経路等に該当するからぼりは地面B（からぼり底面）の位置で算定する。

